

## はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、蕨市立塚越小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## I 蕨市立塚越小学校基本方針の策定

### 1 策定の目的

塚越小学校（以下「本校」という）は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、国及び埼玉県並びに蕨市のいじめ防止基本方針を参酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、塚越小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という）を定める。

### 2 いじめの防止等に向けての基本理念と基本姿勢

#### ① 基本理念と基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有し、全ての児童が「いじめのない明るく楽しく、笑顔かがやく学校生活」を送ることができるようにする。

- (1) 安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、未然防止に努める。
- (2) いじめをせず、いじめを認識しながらこれを放置することなく、すべての児童がいじめを許さない気持ちを育み、互いに尊重し合う気持ちや態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは、児童の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。
- (4) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、各関係機関及び関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

#### ② 本校いじめ防止の6つのポイント

- (1) いじめを絶対に許さない・見過ごさない・いじめられている子供を守り抜くという雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく家庭、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前指導、事後指導にあたる。
- (6) 教職員がいじめを抱え込まず、教職員の個々の対応ではなく組織として一貫した対応となるようにする。

### 3 いじめの定義といじめの禁止

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

### 4 いじめの認知について

#### ① いじめの認知に関する考え方

文部科学省通知 「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直し」に則り、いじめの認知に関する考え方については、以下の通りとする。

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。
- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至る事もあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

## ② いじめ認知の基準となる具体事例（文部科学省が都道府県への抽出調査で使用した具体的な事例を参照とする。）

本校では、いじめの認知基準として以下の具体的事例をもとにする。この基準については、学校だけでなく児童、保護者、地域への周知を行い、共通理解、共通判断ができるように努める。

- ・ 体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手である A 君は B 君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。
- ・ しかし、B 君と仲がよい C 君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B 君から嫌なことはされていない。
- ・ その後、A 君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B 君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

上記の事例は「いじめ」と認知できる。

規準は以下の 4 点です。

- ① 行為をした者 (B) も行為の対象となった者 (A) も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ B が A に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった A が心身の苦痛を感じていること

この 4 つの基準に従って、本校では「いじめ」を積極的に認知していく。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### ① いじめの防止等に取り組むための組織

##### (1) 生徒指導委員会

月 1 回定例開催する。組織メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、特別支援コーディネーター、教育相談主任、養護教諭をメンバーとして、問題行動傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合う。

##### (2) 生徒指導全体会議

学期 1 回、職員会議の後、又は職集時に開催する。生徒指導主任から全教職員に生徒指導委員会での協議内容について報告し、問題傾向を有する児童についての現状や指導、及び共通行動について全職員で確認したり、改善したりする。

##### (3) ケース会議

緊急かつ敏速な対応が必要となる事案が発生した場合に、初期対応策について協議するための話し合いの場とする。校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該学年等、必要に応じて人選し、管理職又は生徒指導主任が招集する。

##### (4) いじめ防止対策委員会

ケース会議を経て、重大事態と判断したいじめ事案について、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、生徒指導委員会のメンバーに加え、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて管理職が招集する。

(5) 緊急いじめ防止対策連絡協議会（家庭や地域、関係機関と連携した組織）

学校のいじめ防止対策委員会を取り上げたいじめ事案について、緊急性が高く、学校だけでは十分な対応ができない場合は、校長の指示により家庭や地域、関係機関と連携した「緊急いじめ防止対策連絡会議」を開催する。組織のメンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、PTA会長、主任児童委員、町会長、蕨警察署、市教委生徒指導担当指導主事等、蕨市教育センター統括教育相談員、教育相談員、弁護士、医師、スクールソーシャルワーカーなど、事案に応じて、校長が適切な組織メンバーを決定し、招集する。

(6) いじめ相談窓口

保護者や児童本人、及び学校生活アンケートの結果等から、校長の指導のもと相談窓口を設置する。学年担当教諭及び関係担外教諭、校長・教頭・生徒指導主任、蕨市教育センター統括教育相談員及び教育相談員、スクールソーシャルワーカー等が窓口となる。

## ② いじめの防止等のための基本施策

(1) いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに取り組む。

(ア) 人権教育・体験活動の推進

○「蕨市いじめのない明るい学校づくり宣言」を踏まえた学年・学級の取組を推進する。

- ・いじめゼロをめざし、人権意識の啓発を行う児童会活動を推進する。
- ・児童によるいじめ防止活動の成果を普及する。

○蕨市人権作文・人権標語募集活動への参加

(イ) 道徳教育・特別活動等の教育活動の充実

- ・正しい判断力（自己指導能力）を身につけさせる。
- ・「いじめは絶対に許されない事である」という認識を持たせる。
- ・見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。
- ・命の大切さについての指導を行う。
- ・インターネットの危機や情報モラルについて指導する。特に、中・高学年においては、ネットアドバイザー等の外部講師による授業を実施する。保護者も一緒に授業を受けられるようにし、家庭と連携した指導ができるようにする。

(2) 児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。

(ア) 全教科・道徳・特別活動など、全教育活動中での人権教育の充実

- ・体験活動、話し合い活動を通して、互いを認め合い、いろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。
- ・グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを行い、自他の違いを認め、上手にコミュニケーションを取り合い、温かな人間関係を構築する。

(イ) モクモクテキパキ清掃活動の推進

- ・進んで奉仕体験活動に取り組ませる。

(ウ) 異学年交流の充実

- ・異学年交流活動を通して、上学年児童への尊敬の念や下学年児童への思いやりの心を育てる。

- (3) 教師一人一人が、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むように取り組む。
- (ア) 一人一人が活躍できる学習活動を展開する。
- (イ) 分かりやすい授業を展開し、児童に基礎基本の定着を図る。併せて指導の目標を適切に設け評価の観点に基づき、具体的に評価し、子どもが自己の成長を味わうことができるようにする。
- (4) 学校評価の実施と課題分析及び改善策の策定
- ・ いじめ問題への取組等について自己評価を行うと共に、課題を分析し、改善策を生徒指導委員会等で策定し、全職員で実践する。
  - ・ 保護者や学校関係者による学校評価を実施し、いじめ問題についての評価をもとに広く情報を収集し、課題分析及び改善策策定のために有効に活用する。

## 2 学校におけるいじめの早期発見・早期解決に向けての具体的な取組

- (1) **学期に2回のアンケートを実施**、その調査結果については、市教育委員会にも報告する。
- ・ 生活アンケートをこまめに実施し、児童の生活の様子や友達関係の状況を把握したり、いじめに関する情報を早期に把握したりすることで、いじめへの早期発見、早期対応を行う。
  - ・ 調査結果については、市教育委員会に報告し、現状把握の共有化を図り、市教育委員会の指導を受けながら適切な対応を行えるようにする。
- (2) 集団活動を通して、児童の行動を観察する。
- ・ 意図的に集団で活動する場を与え、一人行動があるか観察し、一人行動が見られたときは、声をかけて話を聞く。
- (3) 保護者対象の教育相談日（校長相談も含む）の定期設定（月1回）と随時相談体制づくり
- ・ 年度当初配付の年間計画表へ定期教育相談日を記入したり、随時相談可能であることを伝える通知を配付したりして、いつでも相談できる体制をつくる。
  - ・ 教育相談主任を中心に相談の内容について共有化できるよう生徒指導全体会議にて報告をし、必要に応じて生徒指導委員会で協議し、対応する。
- (4) 生徒指導ハンドブック『I's2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～（平成31年3月）』の活用を中心とした、教職員の研修を行う。
- ・ 職員のいじめ防止等に関する研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。
  - ・ 必要に応じて、上記研修に併せて適宜『いじめに関する校内支援ツール』（国立教育政策研究所生徒指導研修センター編）等による研修を行う。
  - ・ 本校のいじめ対策の一環として、本校いじめ防止基本方針を基に研修を行い、全教員がいじめの未然防止、早期発見、事案対処の実行化を目指した研修を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめを早期発見する。
- ・ Google Vault の活用によりいじめ未然防止・及び早期発見につとめる。
- (6) 生徒指導委員会のいじめに関する具体的な役割は以下の通りである。
- ① 未然防止
    - ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
  - ② 早期発見・事案対処
    - ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
    - イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
    - ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）があったと

きには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 本校基本方針に基づく各種取組

ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ 基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

### 3 学校におけるいじめの未然防止

①いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

②学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

③児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

④未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

⑤児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

⑥いじめ防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進する。

⑦児童の、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

⑧学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

⑨いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、学級担任等がコーディネーターとなり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

### 4 学校におけるいじめ問題の発生に対する具体的な措置

#### ① いじめに対する処置

(1) いじめを発見、または相談を受けた時は、迅速かつ組織的に事実確認を行う。兆候や懸念、訴えを抱え込まず、直ちに当該組織に報告・相談する。

(2) いじめを発見したときは、組織的に対応方針を決定し、当該児童を徹底して守り通し、速やかにいじめを止めさせる。

(3) インターネットを通じて行われる書き込み等については、直ちに削除等の措置を行い関係機関等の協力を求める。

## ② 具体的処置の事例

### (1) 暴力を伴ういじめの場合

#### 【いじめられた側】

- ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応を行う。
- ・休み時間や登下校の際も教師の見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・保護者には、わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞いてもらうようにする。また、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

#### 【いじめた側】

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・教育相談室、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。
- ・保護者には、「学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。また、事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように依頼する。さらに、被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

### ③ 暴力を伴わない場合

#### 【いじめられた側】

- ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応を行う。
- ・休み時間や登下校の際の見回りを分担して行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・保護者には、わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞いてもらうようにする。また、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

#### 【いじめた側】

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・教育相談室、関係諸機関と連携をとる。
- ・保護者には、「学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。また、事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように依頼する。さらに、被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

### ④ いじめの行為が見えにくい場合

#### 【いじめられた側】

- ・つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。
- ・本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応を行う。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・保護者には、わが子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞いてもらう

ようにする。また、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

#### 【いじめた側】

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・教育相談室、関係諸機関と連携をとる。
- ・保護者には、「学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。また、事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くように依頼する。

#### ⑤ 周りの児童

- ・傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。
- ・友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。
- ・保護者には、いじめに気づいたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供に育てるよう伝える。また、いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でも傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。
- ・学級の雰囲気をつくるのは、自分たち自身であるという自律に基づいた指導を行う。

## 5 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条第1項)

#### ※相当な期間

- ・身体に対する重大な被害  
具体的には概ね30日以上に加療を要すると見込まれる重大な傷害を目安
- ・いじめにより、欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日(目安)に達したときに不登校重大事態と位置付けられる。

### 【対処】

- ・重大事態が生じたときは、その旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ・いじめが継続する場合は、市教育委員会を通していじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育をうけられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。
- ・重大事態に対処するとともに、速やかに調査をするための組織(緊急いじめ防止対策連絡協議会)を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・学校で行った調査の結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど適切な方法で提供する。なお、いじめを受けた児童やその保護者から申し出があった場合は、いじめを受けた児童やその保護者の所



見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

- ・具体的な対処方法については、必要に応じて教育委員会より指導、助言又は支援を受ける。

### III いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも次の2つの案件が満たされている必要がある。ただし、これらの案件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性などからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底して守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、当該いじめの被害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。